

## 中国標準化制度の動向

——WAPIに関する標準必須特許侵害事件を中心として——

山 田 勇 毅\*

**抄 録** 無線LAN認証およびプライバシー・インフラストラクチャー（WAPI）に係る標準必須特許の所有者である西安西電捷通無線網絡通信股份有限公司（西電捷通社）とソニー移動通信製品（中国）有限公司（ソニー中国社）との間の事件について、2018年3月28日、北京市高級人民法院は、ソニー中国社の控訴を棄却し、一審判決を維持する二審判決を下した。二審判決では、ソニー中国社の侵害幫助を否定したが、開発段階における侵害行為を認め、一審判決と同額の損害賠償額及び差止め請求を認めた。本事件をめぐるのは、国家強制標準における必須特許、方法特許の消尽、間接侵害などいくつかの重要な法律問題が含まれている。本稿では、本事件の一審判決と二審判決について考察すると共に、他の事件を含め、中国における標準規格に関する法制度の最近の動向について概説する。

### 目 次

1. はじめに
2. 中国における標準関連法の動向
  2. 1 中国の標準法の改正
  2. 2 標準法改正に伴う日本企業の対応
  2. 3 北京市高級人民法院「特許権侵害判定指南」
  2. 4 最高人民法院「特許法律適用に関する司法解釈二」
3. 中国における標準特許の最近の係争事例
  3. 1 西電捷通社 v ソニー中国社事件  
（(2015)京知民初字第1194号及び（2017）京知民終454号事件）
  3. 2 華為 v サムスン事件  
（(2016)粵03民初840号及び（2016）粵03民初816号）
4. 中国における標準技術の動向
5. おわりに

### 1. はじめに

2018年に入って以来、中国では、中国企業の有する標準必須特許をめぐる、外資企業の特許侵害を認め、製品の差止め命令が下されるとい

う判決が2件続けて下された。これらは、米国等における特許侵害紛争の一連の流れの中で起きたものである。

また、中国では、数年前から、技術標準に属する必須特許の権利行使の条件等に関する法整備<sup>1)</sup>や標準法の改正を通じて、技術標準制度の整備や啓蒙、標準技術の使用環境の整備を図っている。

上述した2件の判決では、これら整備されたガイドラインや司法解釈に基づいて裁判所の判断がなされている。

本稿では、中国の標準化制度の動向を整理したうえで、2件の判決のうち、特に中国における無線LAN認証およびプライバシー・インフラストラクチャー（WAPI）に関連する標準必須特許について争われた西電捷通社 v ソニー中国社事件について検討し、標準必須特許についての裁判所の判断について考察してみたい。

\* 日栄国際特許事務所 弁理士 Yuki YAMADA

## 2. 中国における標準関連法の動向

### 2.1 中国の標準法の改正

中国では1989年4月1日に施行された「中華人民共和国標準化法」(旧法)に基づいて、標準の制定、実施及び管理が行われてきた。しかしながら、約29年の年月を経て、中国経済は急速に発展し、中国を取り巻く経済環境も大きく変化したため、旧法では新しい経済環境に対応することが困難となってきた。そこで、中国は2017年に旧法を全面的に改正し、2018年1月1日に新法が施行されている<sup>2)</sup>。

主な改正点は、1) 標準の対象が拡大され、従来工業製品、工事建設及び環境保護領域に限られていたものが、農業、サービス業、社会事業なども対象とされるようになったこと、2) 標準規格が整理、統合され、従来は国家標準、業界標準、地方標準が強制標準とされていたが、国家標準のみが強制標準とされたこと、3) 団体標準を新設して、学会、協会、商会、連合会などの社会団体による標準が法的に効力を有するものとされ、団体標準の制定を推奨していること、4) 企業標準の届出制度が廃止され、企業の自己表明による公開及び監督制度が新設されたこと、などが挙げられる。

また、国家標準管理委員会などは、2017年11月6日に、「外商投資企業の中国の標準化作業への参与に関する指導意見」(指導意見)<sup>3)</sup>を公布し、外商投資企業が中国の標準化作業に参与することを奨励している。指導意見では、外商投資企業が標準化作業に参与する際に、内資企業と同等の待遇を享受すること、全国標準化技術委員会の設立、交替、委員募集などを全て公告し、また、委員に就任することによって重要な標準の制定と修正に参加することができることを明記した。また、指導意見8条には、外商投資企業が国際標準化活動において橋渡し役

となることを奨励し、標準化における提携・交流により、中国の標準の国際化レベルを高めることを明確にしている。さらに、国内対応技術組織の設置により、外商投資企業が国際標準化活動に参加する際の手配、計画、調整、管理が行われ、対応する技術領域における国内対応技術チームも設置することができる。外商投資企業が、国際標準化組織や国内対応技術組織・国内対応技術チームに専門家を派遣することができるならば、中国における国際標準の導入に参加することができる。

### 2.2 標準法改正に伴う日本企業の対応

標準の対象が、農業、サービス業、社会事業なども対象とされたため、今後はこのような領域に関する国家標準、業界標準の制定動向に注意を払う必要がある。特に、新たに制定された標準が強制標準になる場合は、これを遵守する必要がある。また、自社が対象となる強制標準、推奨標準、団体標準および企業標準の番号と名称を公開する義務を負うことになる。

指導意見では、中国国内の各種標準の制定に参画することが奨励されていることから、日本企業も中国における国際標準の導入に積極的に参画していくことで、自社技術と標準技術の調整を行っていくことを検討すべきである。

### 2.3 北京市高級人民法院「特許権侵害判定指南」

2014年に公表された北京市高級人民法院の「特許権侵害判定指南」には、特許侵害の判断における均等性技術的特徴等の問題、クレーム解釈の時期及び裁判官の権限、権利侵害行為の定義、間接侵害の特定、並びに非侵害抗弁など、特許侵害の判断における重要なガイドラインが盛り込まれている。同指南は、2017年に改正されたが、標準必須特許に関しては、以下の条項が規定されている<sup>4)</sup>。

1) 国家、業界又は地方の推奨標準に明記された基準について、当該標準必須特許関係案件において、特許権者と被疑侵害者が当該特許の実施許諾条件について交渉したが、特許権者が故意に基準の制定に承諾した公平、合理的、非差別的な許諾義務に違反したため特許実施許諾契約が達成できず、且つ被疑侵害者が交渉中に明らかな過失がない場合、通常、基準実施行為について権利者の差止め請求を支持しない(149条)。

2) 標準必須特許の許諾交渉には、双方は誠実信用の原則に従って交渉しなければならない。公平、合理的、非差別の承諾声明をした特許権者は、当該声明に承諾した関係義務を負うべきである。特許権者に公平、合理的、非差別の条件で実施許諾を求める被疑侵害者も、誠実信用の原則に基づいて積極的に交渉しなければならない(150条)。

3) 標準必須特許権者がその基準制作に承諾した公平、合理的、非差別的な許諾義務の具体的な内容は、特許権者が挙証責任を負う。また、特許権者が証明すべき書類について規定している(151条)。

4) 標準必須特許の特許権者が故意に公平、合理的、非差別の承諾義務を違反したと証明できる証拠がなく、被疑侵害者が標準必須特許の実施に関する許諾交渉にも明らかな過失がなく、もし被疑侵害者が裁判所にその主張したライセンス費用、またはその金額以上の担保を提出した場合、基準実施行為について特許権者の差止め請求を通常支持しない。また、故意に公平、合理的、非差別の承諾義務を違反したと認定すべき具体的行為について規定している(152条1)。

5) 特許権者は、公平、合理的、非差別の承諾義務を履行しなかったが、被疑侵害者も相談中に明らかな過失があった場合、双方当事者の過失度合いを分析して許諾交渉中断の主な責任方

を認定してから、基準実施行為について特許権者の差止め請求を支持するか否かを確定する。また、被疑侵害者が標準必須特許承諾交渉に明らかな過失があると認定すべき場合の具体的事情について規定している(153条1項)。

本ガイドラインは、北京市の裁判において重要な影響を有するものといえる。特に、上記2)、4)及び5)の点は、後述する西電捷通社vソニー中国社事件の判決の基礎となっており、今後の中国における標準必須特許侵害訴訟の動向を見る上で、留意すべき規定であるといえる。

## 2. 4 最高人民法院「特許法律適用に関する司法解釈二」

2016年3月21日に公布され、同4月1日に施行された最高人民法院「特許法律適用に関する司法解釈二」には、標準必須特許に関して次のように規定されている。

国家、業界又は地方の推奨標準に関連必須特許の情報が明示されており、被疑侵害者は、当該標準の実施には特許権者の許諾が必要でないことを理由に、当該特許権に対して非侵害である旨の抗弁を行う場合、裁判所は通常、その抗弁を認めない。

国、業界又は地方の推奨標準で明示的に触れている必須特許の情報について、特許権者、被疑侵害者が当該特許の実施許諾条件を協議するとき、特許権者が標準制定において承諾した公平、合理的、無差別の実施許諾義務に故意に違反し、特許実施許諾契約を締結できないように導き、且つ協議において被疑侵害者に明らかな過失がない場合、標準の実施行為の差止めを求める権利者の主張について、人民法院は通常、これを支持しない。

本条第2項でいう「実施許諾条件」は、特許権者、被疑侵害者が協議により確定しなければならない。十分な協議を経てもなお合意に達しない場合、人民法院に決定を求めることができ

る。人民法院は、前述の実施許諾条件を決定するとき、公平、合理的、無差別の原則に基づき、特許の革新性、標準における特許の役割、標準が属する技術領域、標準の性質、標準の実施の範囲、関連する許諾条件などの要素を総合的に考慮しなければならない。(24条)

本司法解釈は推奨標準について規定しているが、強制標準についてどのように扱うのか、明記されていない。この点は、後述するように、西電捷通社 v ソニー中国社事件における判決においてあいまいさをもたらす結果となっていると思われる。

### 3. 中国における標準特許の最近の係争事例

#### 3. 1 西電捷通社 v ソニー中国社事件

##### (1) 概要

2017年3月22日、北京知的財産法院は、ソニー中国社が無線LAN認証およびプライバシー・インフラストラクチャー (WAPI)<sup>5)</sup> に関連する標準必須特許 (SEP) である西電捷通社の一般特許を侵害した、との一審判決を下した<sup>6)</sup>。一審判決は、ソニー中国社の携帯機器35モデルの生産および販売を禁ずる永久的な差止命令を下し、提出されたロイヤルティ・レートの3倍に算出された損害賠償、弁護士費用、その他の適正な費用を含む、910万人民元 (約130万米ドル) の支払いを命じた。

2017年5月、ソニー中国社は一審判決を不服として、北京市高級人民法院 (以下、二審裁判所) に控訴した。

2018年3月28日、二審裁判所は、ソニー中国社の控訴を棄却し、原判決を維持する二審判決を下した<sup>7)</sup>。二審判決では、本件特許は、移動端末に内蔵されたWAPI機能モジュールのほか、アクセスポイント (AP) 及び認証サーバー (AS) 装置も動作する必要がある「複数の

主体により実施される」方法特許であるから、単独での実施はできないとして、ソニー中国社の侵害幫助を否定したが、開発段階における侵害行為を認め、一審判決と同額の損害賠償額及び差止め請求を認めた。

二審判決では、一審判決と侵害幫助の法律適用について異なる認定がなされたが、損害額が変わらなかった点について十分な説明がなされていない点で、疑問を残している。

##### (2) 本件特許について

西電捷通社は、無線局域網 (WLAN) 移動設備の安全アクセス及びデータセキュリティ通信方法において、移動端末MTと無線アクセスポイントとの間のAPアクセス認証過程をクレームした発明を2002年11月に出願し、2005年3月に特許ZL02139508.X (以下、本件特許) として登録された。

本件特許のアクセス認証過程の使用は、WAPI標準のコア技術であり、WAPIテストに合格してネットワークアクセスライセンスを取得するために、必須のものとなっている。本件特許の請求項1の記載は以下のとおりである。

##### (請求項1)

無線LANへの移動装置の安全なアクセス及びデータ暗号化通信の方法において、アクセス認証プロセスは、

移動端末MTが、移動端末MTの証明書を無線アクセスポイントAPにアクセス認証を要求するために送信するステップ1と、

無線アクセスポイントAPが、移動端末MTの証明書及び無線アクセスポイントAPの証明書を認証サーバーASに、証明書認証を要求するために送信するステップ2と、

認証サーバーASが、無線アクセスポイントAP及び移動端末MTの証明書を認証するステップ3と、

認証サーバーASが、無線アクセスポイント

APへの認証結果及び移動端末MTへの認証結果を証明書認証応答により無線アクセスAPに送信し、ステップ5を実行し、移動端末MTの認証が失敗した場合、無線アクセスポイントは移動端末MTのアクセスを拒否するステップ4と、

無線アクセスポイントAPは、無線アクセスポイントAPの証明書認証結果及び移動端末MTの証明書認証結果をアクセス認証応答により移動端末MTに送信するステップ5と、

移動端末MTは、受信した無線アクセスポイントAPの証明書認証結果を判断し、無線アクセスポイントAPの認証に成功した場合、ステップ7を実行し、そうでない場合、移動端末MTは無線アクセスポイントAPへのログインを拒否するステップ6と、

移動端末MTと無線アクセスポイントAPとの間のアクセス認証プロセスが完了し、双方が通信を開始するステップ7と、を含むことを特徴とする、無線LANへの移動装置の安全なアクセス及びデータ暗号化通信の方法。

### (3) 一審判決の概要

一審判決の要点は以下のとおりである。

1) 被告が裁判所の要求に応じて提出したWAPI機能基準等の証拠及び被告の自認から、被告は、開発段階においてイ号製品に対してWAPI機能測定を行ったと認められ、また、本件スマートフォンの製造、出荷検査等においても、「品質マネジメントシステム要件」という標準を実行しており、WAPI機能測定も行ったと推定される。

2) 本件特許を直接実施できるのはユーザーのみであり、通常、間接侵害は直接侵害を前提とする。しかし、「間接侵害行為は直接侵害行為の存在を前提とする」という基準を機械的に適用すると、ユーザーに関わる使用方法特許は、法律により保護されなくなってしまい制度趣旨

に反する。被告の行為は、イ号製品にWAPI機能モジュールが内蔵されていること、このセットが本件特許を実施するための専用装置であることを知りながら、西電捷通社の許諾を得ずに生産経営のためにこの製品を他者に供給して本件特許を実施させるものであり、侵害幫助行為に該当する。

3) 中国特許法第69条第1項1号及び第11条の規定により、方法特許の権利の消尽は、製造方法特許のみに適用されるから、単なる「使用方法」には権利の消尽は存在しない。よって、西電捷通社が検査装置を販売する行為は、この装置の使用方法特許の権利の消尽をもたらさない。

4) 西電捷通社は、本件特許についてFRANDライセンス供与宣言を行ったが、FRANDライセンス供与宣言は、特許権者の承諾にすぎず、すでにライセンスを行ったことを意味しない。

5) 本件特許は標準必須特許であるが、本件特許のライセンス交渉が停滞した理由はソニー中国社側の過失のためであり、西電捷通社の侵害差止め請求を認める。

6) 以上の認定を踏まえ、①ソニー中国社は本件特許の侵害行為を直ちに停止する、②ソニー中国社は損害賠償として8,629,173人民元を支払う、③ソニー中国社は合理的な訴訟費用の賠償として474,194人民元を支払う、④西電捷通社の他の請求を棄却する、ことを命じた。

### (4) 二審判決の概要

二審判決の要点は以下のとおりである。

1) ソニー中国社は、開発段階においてイ号製品に対してWAPI機能測定を行ったことを認めており、少なくとも設計開発又はサンプル検査段階において、本件特許を完全に実施した。現時点の証拠は、ソニー中国社が生産製造、出荷の段階において本件特許を実施したことを証明できないが、スマートフォン製造業界では、製

品の設計開発、製品型式決定後の生産製造及び出荷検査のいずれの段階においても本件特許の実施行為に該当するため、ソニー中国社がイ号製品の製造において本件特許を実施しており、侵害している。

2) 本件特許は方法特許であり、移動端末に内蔵されたWAPI機能モジュールのほか、AP及びASの装置もともに動作する必要がある。すなわち、本件特許は「複数の主体により実施される」方法特許であり、実施時に複数の主体の関与が必要で、複数の主体が共同又は相互に動作して初めて完全に実施できる発明である。本件において、個人ユーザーを含むいずれの実施者も、単独で本件特許を完全に実施することはできないし、他の行為者の実施行為を指導・制御したり、複数の行為者が共同で協力し合って本件特許を実施したりするような事情も無い。よって、ソニー中国社の行為は侵害幫助行為に該当しない。

3) 西電捷通社が販売した装置は、本件特許を実施するための専用装置であるが、特許法第69条第1項第1号に規定から、特許製品又は特許方法により直接得た製品の場合のみ、特許権の消尽が存在する。単なる使用方法特許は、製品に及ばないので、権利の消尽は通常存在しない。

4) 中国最高裁の特許法律適用に関する司法解釈二第24条第1項には、「国家、業界又は地方の推奨標準に関連必須特許の情報が明示されており、被疑侵害者は、当該標準の実施には特許権者の許諾が必要でないことを理由に、当該特許権に対して非侵害である旨の抗弁を行う場合、裁判所は通常、その抗弁を認めない。」と規定されており、本件特許が国家標準に組み込まれていることは、ソニー中国社の非侵害抗弁の理由とはならない。

5) 本件特許のライセンス交渉が停滞した理由はソニー中国社側の過失のためであり、また、訴訟段階でもソニー中国社は明確なライセンス

条件等を提案しておらず、ライセンス交渉に誠意を示していない。よって、西電捷通社の侵害差止め請求を認める。

6) 一審裁判所が本件特許のライセンス料の倍数を参酌して合理的に算定したソニー中国社の本件特許侵害に係る賠償額は、事実及び法律的根拠があるとして、一審判決の賠償額を認めた。

### (5) 主な争点

本件の主な争点とこれに対する一審裁判所と二審裁判所の判断を表1にまとめた。以下、この点について説明する。

1) 被告は、係争製品の研究開発、製造及び試験において本件特許を使用したか。また、製造後の試験は直接侵害を構成するか。

ソニー中国社は携帯端末を試験の権限のある国家機関に提供したのであり、試験を行ったのは政府であり、特許の方法を実行したのは政府であると主張した。

一審裁判所は、ソニー中国社に対象携帯端末の研究開発、製造、検査の過程において使用した全ての技術文書、使用設備、検査データ、検査報告等の証拠を提出するように命じた。その上で、一審裁判所は、原告が提供した証拠によれば、本件特許のクレーム1、2、5及び6の要旨に一致する試験手続きが研究開発、製造及び製造後の試験の各段階においてWAPI試験を通過しなければならず、被告はこれら各段階でWAPIを使用して本件特許を直接侵害したと判示した。

これに対して、二審裁判所は、ソニー中国社が設計開発段階又は検査段階において本件特許を実施したと判断したが、生産製造段階及び出荷検査段階においては必ずしもWAPI試験を行う必要は無く実施したことは明らかではないが、スマートフォン製造業界では、製品の設計開発、生産製造及び出荷検査のいずれの段階において本件特許を実施したかを問わず、本件特

表1 主な争点についての一審判決と二審判決の比較

主な争点	一審判決	二審判決
被告は、係争製品の研究開発、製造及び試験において本件特許を使用したか。	被告は研究開発、製造及び製造後の試験の各段階でWAPIを使用して本件特許を直接侵害した。	被告は設計開発段階又は検査段階において本件特許を実施した。生産製造段階及び出荷検査段階においては必ずしもWAPI試験を行う必要は無く実施したことは明らかではないが、被告の行為は本件特許の実施行為に該当し、ソニー中国社は本件特許を直接侵害した。
被疑侵害製品のユーザーによる直接侵害行為を被告が幫助する間接侵害が成立するか。	特許権所有者が他方当事者が実際に直接侵害行為を行ったかを証明する必要はなく、係争中の特許の技術的特徴のすべてを完全に網羅する製品指示書に従ってユーザーがその製品を使用した事実のみが必要とされる。よって、ユーザーが侵害の責任を負うか否かは、間接侵害の決定とは無関係であり、間接侵害が成立する。	本件特許の実施には複数の主体の関与が必要であり、いずれの実施者も、独自で本件特許を実施することはできない。また、単一の行為者が他の行為者を指導・制御したり、複数の行為者が共同で協力し合って本件特許を実施したりするような事情もない。よって、幫助行為は成立しない。
WAPIテストのために被告が使用したAP及びAS装置は原告により販売された係争特許のための特別な装置であるから、被告が購入した時点で特許権は消尽しているか。	「方法特許」の権利範囲は、中国特許法11条に規定によれば「その特許方法の使用、及びその特許方法により直接得られた製品の使用、販売の申し出、販売、輸入」とされており、「使用方法特許」は特許権の消尽の対象とならない。よって、本件特許は権利の消尽の適用外となる。	特許製品または特許方法により直接得た製品の場合のみ、特許権が消尽し、単なる使用方法特許は製品に及ばないので、本件特許は消尽していない。
原告のFRAND条件でのライセンス供与の声明は、被告の非侵害の理由となるか。	FRAND宣言は特許権者の承諾にすぎず、一方的な民事法律行為であって、これをもって双方の間に特許ライセンス契約が締結されていると考えることはできず、侵害特許が国家強制標準に組み込まれたものであっても、侵害判断は一般特許と区別されるものではなく、被告の非侵害抗弁の理由とはならない。	本件特許は強制標準特許ではなく推奨的な国家標準特許であり、司法解釈第24条第1項に基づき、推奨標準に必須特許が明示されている場合、非侵害抗弁の理由にはならない。
標準必須特許において、侵害の差止めの民事責任を適用すべきか。	本件特許は標準必須特許であり、クレーム・チャートの提示が無くともイ号製品が本件特許の権利範囲に属するかどうかを判断できるから、クレーム・チャートの提供の有無にかかわらず、侵害の差止めを命ずることができる。	被告は、誠実にライセンス交渉を行おうとしていないから、侵害の差止めを命じてよい。
被告による本件特許の侵害の損害賠償額を原告の他の4社とのライセンス契約のロイヤルティ（端末1台につき1元）の3倍とすべきか。	被告が2010年～2014年の間にアクセス許可認証を得た携帯端末は2,876,391台であり、本件特許は無線局域網(WLAN)セキュリティの基礎発明であり、科学技術賞を受賞しており、国家標準に含まれること、及び特許ライセンス交渉における被告の過失の程度等に鑑み、他社とのライセンス契約のロイヤルティの3倍を賠償とする。	原告とアップル社との特許ライセンス契約のライセンス料については、初期費用と毎年の具体的な製品種別に応じる包括費用を支払うことを契約しているとしながらも、損害賠償額については、一審裁判所が算定した損害額は、事実及び法律の根拠があり、一審判決の賠償額を認める。

許の実施行為に該当し、ソニー中国社は本件特許を侵害していると判断した。

一審裁判所がソニー中国社の侵害範囲を広く認定しているのに対し、二審裁判所では開発及び検査段階に限定してはいるが、ソニー中国社の特許侵害を認めている。

2) 被告により製造、販売された係争携帯端末はアクセスポイント (AP) 及び認証サーバー (AS) と共に本件特許を侵害するか

本件特許の侵害はアクセスポイント (AP) 及び認証サーバー (AS) へのアクセスを前提としており、被告による係争携帯端末の製造、販売自体は、直接侵害とはならないが、被疑侵害製品のユーザーによる直接侵害行為を被告が幫助する間接侵害 (侵害責任法第9条) が成立するかが問題となった。

一審裁判所は、これは特許権所有者が他方当事者が実際に直接侵害行為を行ったかを証明しなければならない、ということではないと判示した。むしろ、係争中の特許の技術的特徴のすべてを完全に網羅する製品指示書に従ってユーザーがその製品を使用した事実のみが必要とされ、ユーザーが侵害の責任を負うか否かは、間接侵害の決定とは無関係であると判示した。

これに対して、二審裁判所は、本件特許は方法特許であり、移動端末に内蔵されたWAPI機能モジュールのほか、AP及びAS装置も共に起動する必要がある、複数の主体の関与が必要であり、個人ユーザーを含むいずれの実施者も、独自で本件特許を実施することはできない。また、単一の行為者が他の行為者を指導・制御したり、複数の行為者が共同で協力し合って本件特許を実施したりするような事情もない。よって、幫助行為は成立しないと判示した。

以上のように一審裁判所はソニー中国社の侵害幫助を認めているのに対して、二審裁判所では侵害幫助を否定している。これは、中国の間接侵害の成立要件に関して、一審裁判所は「従

属説」に疑問を向けたのに対し、二審裁判所は直接侵害行為の発生を前提とする「従属説」を採用していると見られている<sup>8)</sup>。

3) 係争特許は消尽しているか

ソニー中国社は、WAPIテストのためにソニー中国社が使用したAP及びAS装置は西電捷通社により合法的に販売された係争特許のための特別な装置であるから、ソニー中国社が購入した時点で特許権は消尽していると主張した。

中国特許法は次のように規定している。

「つぎに掲げるいずれかがあるときは特許権侵害とみなされない。(1) 特許製品または特許方法によって直接得られた製品について、特許権者またはその許諾を受けた団体、個人により販売された後、当該製品の使用、販売の申出、販売、輸入するとき。」(69条1項1号)

一審裁判所は中国特許法第69条1項1に基づき特許権が消尽する「方法特許」の権利範囲は、中国特許法11条に規定によれば「その特許方法の使用、及びその特許方法により直接得られた製品の使用、販売の申し出、販売、輸入」とされており、「使用方法特許」は特許権の消尽の対象とならない。係争中の特許は、「使用方法特許」であるから、消尽の適用外であると判示した。

二審裁判所は、特許製品または特許方法により直接得た製品の場合のみ、特許権が消尽し、単なる使用方法特許は製品に及ばないので、権利の消尽は存在しないとして、ソニー中国社の主張を退けた。

4) FRAND声明について

西電捷通社は、特許が必須特許 (SEP) と発表された際に、「我々は、SEPを合理的な条件の下で使用する者であれば、いずれにも差別なしに特許ライセンスの交渉を行います」とコミットしていた。FRAND条件でのライセンス供与を声明 (FRAND宣言) していたとソニー中国社は主張した。



一審裁判所は、FRAND宣言は特許権者の承諾にすぎず、一方的な民事法律行為であって、これをもって双方の間に特許ライセンス契約が締結されていると考えることはできず、侵害特許が国家強制標準に組み込まれたものであっても、侵害判断は一般特許と区別されるものではなく、ソニー中国社の非侵害抗弁の理由とはならないと判示した。

二審裁判所は、本件特許は強制標準特許ではなく推奨的な国家標準特許であるとして、前述した司法解釈第24条第1項<sup>9)</sup>に基づき、推奨標準に必須特許が明示されている場合、非侵害抗弁の理由にはならないと判示した。

FRAND宣言について法的性格については、国際的に議論があり、米国や欧州において多くの重要な判決が出されている<sup>10)</sup>。一般的に、1) 特許権者は、ライセンシー候補者と誠実に交渉する義務がある、2) 標準化機関と必須特許権者は、第三者のための契約を締結している、との説がある。わが国では、東京地裁がアップル対サムスン事件<sup>11)</sup>において、サムスンの誠実交渉義務違反を認めて権利濫用により損害賠償請求権がないと判示しており、少なくとも1)の説を採用している。

二審裁判所が本件特許を国家強制標準特許ではなく、推奨特許であると認定している点は実情に反していると言われている<sup>12)</sup>。

これは、上記司法解釈<sup>13)</sup>では、推奨標準については特許権者の許諾を必要としないことを理由とした非侵害の抗弁は成立しないとされているが、強制標準の必須特許に関しては規定されていないため、無理やり推奨特許と認定した可能性もある。

今後、強制標準の必須特許に関しても、司法解釈の規定に盛り込まれるなど、強制標準に係る必須特許の法整備が進むことが期待される。

5) 標準必須特許において、侵害差止めの民事責任を適用すべきか

ソニー中国社は西電捷通社がクレーム・チャートをソニー中国社に提供していないから、侵害の判断ができないから、差止め請求を認めるべきでないと主張した。

一審裁判所は、本件特許は標準必須特許であり、ソニー中国社は西電捷通社のクレーム・チャートの提示が無くてもイ号製品におけるWAPI機能ソフトが本件特許の権利範囲に属するかどうかを判断できるから、ソニー中国社が西電捷通社にクレーム・チャートの提供を求めることは合理的でないとした。

二審裁判所は、ライセンス交渉におけるソニー中国社の落ち度を認め、また、訴訟段階においても、明確なライセンス条件を提案しておらず、誠実にライセンス交渉を行おうとしていないとし、実質的に一審判決を支持した。

本件について、ライセンス交渉の経緯を表2にまとめた。

表2 ライセンス交渉の経緯

時 期	交渉の内容（主張、応答等）
2009年 3月26日～ 4月7日	秘密保持契約の締結の交渉
2009年 5月31日	原告は被告の要求に応じてWAPI技術およびWAPI技術を実行するための特許のリストを被告に提供した。
2009年 7月14日	被告は原告の特許の必要性を否定し、更なる情報の提供を要求した。
2009年 7月17日	原告は、原告が被告にクレーム・チャートの詳細を提供する前に被告は西電捷通社からの特許ライセンスを取得する必要があるかどうかを決めるべきであると主張した。
2009年 8月19日 及び 11月4日	被告は現在の製品及び計画製品がWAPI特許を使用しておらず、原告が異なる見解を有するのであれば、製品とクレームを構成要件ごとに比較するためのクレームの詳細な情報提供すべきであると主張した。

2012年 6月6日	原告は2009年に締結した秘密保持契約は現在も有効であると述べ、ライセンス契約書を被告に送付した。
2012年 11月27日	被告の社は、本件特許が関係することを示すクレーム・チャート又は他の情報を原告が提供すれば、さらなる調査をするが、そうでなければ、この交渉は終了する旨述べた。
2014年12月	原告は、秘密保持契約を前提にクレーム・チャートの提供を検討する旨述べたが、被告は秘密保持契約なしでの提供を要求した。
2015年1月	原告は2009年に締結された秘密保持契約は被告の関連会社に開示される秘密情報も包含することを確認し、被告が同契約の延長に同意できれば、すぐにクレーム・チャートを提供できる旨述べた。

交渉の過程で、ソニー中国社は、侵害の有無の検討のために西電捷通社クレーム・チャートを提供すべきであると主張した。西電捷通社は秘密保持契約の締結を前提にクレーム・チャートの提供の用意がある旨ソニー中国社に伝えたが、ソニー中国社は秘密保持契約の締結を拒否し、結果的にライセンス交渉の継続を拒否したという経緯がある。

特に、交渉から6年も経過した後に「ポートフォリオ中のすべての特許について確認するまで原告とビジネスをすることはできない」と伝えた点は、交渉を不当に遅延させる戦術であると判断されたようである<sup>14)</sup>。

このような、ソニー中国社の交渉の経緯からすると、交渉の遅延につながる戦術は国際的なFRAND要件の裁判例の動向に照らしても、不誠実な交渉者(いわゆるunwilling licensee)として差止めされてもやむを得ないのではないか<sup>15)</sup>。

#### 6) ロイヤルティの3倍の賠償金額について

西電捷通社は、本件特許訴訟において、原告は他の4社とのライセンス契約書を証拠書類として裁判所に提出し、他社とのライセンス契約のロイヤルティ(端末1台につき1元)の3倍

を賠償とすることを主張し、裁判所により支持された。

2001年7月施行の最高人民法院による司法解釈には以下のように規定されている<sup>16)</sup>。

「被侵害者の損失又は侵害者の利益を確定することが難しく、特許許諾使用料を参照できる時、人民法院は、特許権の種類、権利侵害者による権利侵害の性質及び情状、特許許諾使用料の金額、当該特許許諾の性質、範囲、時間等の要素を考慮し、当該特許許諾使用料の1倍から3倍を参照して、合理的に賠償金額を確定することができる」

一審裁判所は、中国の工業・情報化部の電信設備認証センターの発行資料によると、被告が2010年～2014年の間にアクセス許可認証を得た携帯端末は2,876,391台であること、本件特許は無線局域網(WLAN)セキュリティの基礎発明であり、科学技術賞を受賞しており、国家標準に含まれること、及び特許ライセンス交渉における被告の過失の程度等に鑑み、他社とのライセンス契約のロイヤルティの3倍を賠償とする原告の主張を支持した。これにより、原告が本件特許訴訟のための合理的支出を含めた9,103,367元の損害賠償を命じた。

二審裁判所は、西電捷通社とアップル社との特許ライセンス契約のライセンス料については、初期費用と毎年の具体的な製品種別に応じる包括費用を支払うことを契約していることを明らかにした。しかしながら、損害賠償額については、一審裁判所が算定した損害額は、事実及び法律の根拠があると述べて、一審判決の賠償額を認めた。

#### (6) 本判決の問題点

二審裁判所は、二審判決において、ソニー中国社が設計開発段階又は検査段階において本件特許を実施したと判断したが、生産製造段階及び出荷検査段階について実施したことは証明で

きないが、本件特許の実施行為に該当すると判断している。すなわち、特許の実施範囲は、必ずしも製造段階である必要はなく、開発又は検査段階でもよいとしている。

また、幫助行為についても一審判決と二審判決は全く異なる判断を示している。本件特許は上記請求項1の記載にあるように、「移動端末MT」「無線アクセスポイントAP」,「認証サーバーAS」それぞれの動作が必要とされるため、個人ユーザーを含むいずれの実施者も本件特許を独自で実施することはできないとした点は妥当であると思われる。

このように、二審判決では一審判決と異なりソニー中国社の実施範囲について大幅に狭くなる認定をしており、かつ幫助行為を否定しているが、損害賠償額の算定においては一審判決と同様に、ソニー中国社製スマートフォンの全数に基づいており、整合性が取れていないように思える。

### 3. 2 華為 v サムスン事件

#### (1) 概要

深セン中級人民法院は、華為（ファーウェイ）が所有する2件の4G無線通信技術に関する標準必須特許<sup>17)</sup>をサムスンが侵害したと2018年1月11日に判示した<sup>18)</sup>。

本判決は、2016年5月以来サムスンと華為が中国と米国において特許訴訟を進行させる中で出されたものである。

判決は、サムスンは侵害品の製造販売を直ちに停止し、小額の裁判費用を支払うように命じた。華為の損害賠償等の他の請求は棄却された。なお、サムスは上級裁判所に控訴している<sup>19)</sup>。

#### (2) 争点

本事件では、主として2つの争点が検討された。第1の争点は、華為が所有する2つの特許が4G標準に不可欠の必須特許であるかどうか、

すなわちサムスは4G標準を実施する際に本件特許を侵害したかであり、第2の争点は、当事者のいずれかの誠実交渉違反があったかである。

第1の点については、華為の所有する2つの特許は4G/LTE標準に不可欠であると認定された。サムスは中国で4G対応端末製品を製造販売しているため、華為の特許権を侵害していると判示した。サムスはサムスンの製品ではクアルコムの製品（CPUとチップを含む）が実装されており、華為の特許は消尽したと主張したが、華為は4GおよびLTE技術に関してクアルコムにライセンスを付与していないため、この主張は退けられた。

第2の争点では、サムスは企業間のクロスライセンス交渉中に手続きと実体の両方においてFRANDの誠実交渉義務に違反したと判断された。華為とサムスは、いずれも3GPP標準に係る必須特許を有し、かつFRAND宣言をしており、ライセンス交渉は6年間を経ても合意にいたらなかったという経緯があった。判決は、被告の交渉姿勢はFRANDの原則に反する不誠実なものと認定された。具体的には、遅延戦術の採用、華為からのライセンスパッケージの一部としての要求、仲裁の拒否など悪意を持って交渉を遅延させたと認定された。

一方、華為は、交渉と仲裁を通じて紛争を解決する意識的な努力をしているため、華為はFRANDの原則における誠実交渉義務に違反していないと判断された。

#### (3) 判決の注目すべき点

この判決は、前述の西電捷通社 v ソニー中国社事件と同様に、当事者にライセンス付与を設定するというアプローチの代わりに、標準特許の差止め命令を認めた点に注目される。同種の標準必須特許の紛争においては、米国、英国ではライセンス条項の設定により解決している

事例もあるが、中国の裁判では2件の差止め命令が判示されたことは注目すべきであろう。

また、判決では、裁判所は、SEP所有者が有用であると考えられるスマートフォン業界における合理的な総ロイヤルティの決定に関するいくつかのガイドラインを明確化した。具体的には、裁判所は、4G特許に関するロイヤルティは、その4G技術がその前身に対して寄与する効果に基づいて決定されるべきであるとしている。4G対応製品の価格ではなく、3G対応製品と4G対応製品の価格の違いに応じて、ロイヤルティが決められることが示された。

さらに、この判決では華為のサムスンに対する損害賠償は認められていないが、華為とすればサムスンに特許侵害を認めさせるほどの技術力と特許訴訟戦術を有していることを世界にアピールすることができたのではない。

実際、華為の特許出願件数は世界第1位レベルを維持している<sup>20)</sup>。2016年のPCT出願では、深センの電気通信会社であるZTEコーポレーションの4,123件に世界第1位の座を譲り、第2位の3,692件であったが第3位の米国クアルコムの2,466件を大きく引き離しており、依然としてトップレベルである。本件の特許侵害訴訟も、華為の充実した特許ポートフォリオの成果であるともいえる。

#### 4. 中国における標準技術の動向

西電捷通社 v ソニー中国社事件及び華為 v サムスン事件の両事件ともに、特許権者はFRAND原則に基づく誠実交渉者（いわゆるwilling licensor）であり、標準特許の実施者は不誠実な交渉者（いわゆるunwilling licensee）であると認定された。これらは、国際的な判決の動向を踏まえたものであるといえる<sup>21)</sup>。

今後中国における標準技術の実施者はFRAND原則に基づく誠実な交渉について配慮する必要があると思われる。ソニー中国社が行

ったような交渉遅延策とも見られる交渉戦術は、FRAND宣言された標準必須特許の実施であっても、差止めや3倍額の賠償責任を問われる可能性があることに留意したい。

また、この事件では、中国の標準技術であるWAPIの必須特許の侵害が問題となったが、WAPIは中国でのみ採用されている標準技術である。しかしながら、中国のマーケットに進出する際にはその使用が避けられない。このように、国際標準とは異なる中国独自の標準技術においても、中国は単独で巨大市場を有するため、その影響は甚大である<sup>22)</sup>。今後、このような中国独自の標準技術における必須特許の使用の問題が少なからず生じることが予想される。その一つの技術分野としてEV急速充電規格が挙げられる。

大気汚染が深刻な社会問題となっている中国では、政府が国を挙げてEV普及に取り組んでいる。中国の2017年の新車販売台数は前年比3%増の約2,888万台を記録し、9年連続世界一となっている。電気自動車(BEV+PHEV)では、2016年に33万6,000台を生産し、米国を抜いて世界のトップとなっている。さらに、中国政府は2019年以降、年間3万台以上生産・輸入する企業に一定の割合の「新エネルギー車（エコカー）」の販売を義務付ける予定である。これと連動して、中国政府がEV普及の促進のため、全国に充電器を急速に設置している、中国の充電規格は独自規格であるGB/Tで統一されており、これが中国における充電規格の標準となる可能性が高い。

現在、世界におけるEV充電器の規格は大きく分けて4つある、日本の急速充電の標準規格であるCHAdeMO、欧州のCOMBO、米テスラの独自規格、そして上述した中国のGB/Tである。現状では、日本のCHAdeMOが充電規格別のEV、PHVの販売台数で圧倒しており、2番手としてテスラと欧州のCOMBOが拮抗している。

しかしながら、中国の自動車市場は巨大であり、EV普及が国家政策の根幹になりつつあることから、今後のEV生産量は世界市場の1/3以上になることが予想される。充電器の規格は、単に充電器だけのものではなく、EV本体と充電器が情報を交換する通信方法にかかわり、これはEVの内部設計にも関係する。例えば、中国における充電器の標準規格としてGB/Tが確立されると、中国市場にEV本体を投入する場合、EV本体の仕様も充電規格GB/Tに対応したものにすることが必要が生じる。したがって、充電器の標準規格の影響は充電器だけでなくEV本体にも波及することになる。

このように、国際的な標準規格と異なる中国独自の標準規格であっても、標準必須特許の問題は生じるため、今後の中国の国家的な技術政策や事実上の標準技術の動向や標準制度及び裁判例の動向について注視する必要がある。

## 5. おわりに

中国企業が国際的な特許ポートフォリオに基づいて猛威をふるってくる予兆が感じられる。本稿でも紹介したように華為は、PCT出願で世界第1位レベルを維持しながら、世界中で特許侵害訴訟を経験し、特許訴訟のノウハウを蓄積してきている。

巨大市場という最大のメリットを生かすことができる中国企業の標準戦略やこれに関連する制度や裁判例の動向から眼を離すことができない。

### 注 記

- 1) 2016年4月に施行された最高人民法院による「特許権侵害に関する紛争事件の審理における法の適用に係る若干の問題に関する解釈」や2017年4月に改正版が公布された北京市高級人民法院の「特許権侵害判定指南」などが挙げられる。
- 2) 「中国標準化制度解説」日本貿易振興機構北京事務所編 pp.1~5 (2018)
- 3) 前掲注2) pp.5~7
- 4) 北京市高級人民法院「特許権侵害判定指南」(改訂版, 2017年4月20日公布)  
<http://www.cpahkltd.com/JP/info.aspx?n=20170424161207223370>  
(参照日: 2018.5.25)
- 5) WAPIは、WiFi規格に対応する中国独自の規格である。中国はWAPIの国際標準化を図ったが、ISO/IEC JTC 1は国際規格として採用することを拒否した。WAPIは中国国内では携帯電話の事実上の標準技術となっている。
- 6) 北京知識産権法院の判決(2017年4月17日)  
(2015)京知民初字第1194号
- 7) 北京市高級人民法院の判決(2018年3月28日)  
(2017)京民終第454号
- 8) 中国の特許事務所である林達劉グループの「西電捷通 v ソニーのWAPI特許侵害事件に関する検討」pp.8~14 (2018)は、中国における間接侵害の成立要件の解釈と本事件の判決の関係について詳しく解説している。
- 9) 最高人民法院による「特許権侵害に関する紛争事件の審理における法の適用に係る若干の問題に関する解釈」2016年4月1日施行
- 10) EU司法裁判所判決(華為 v ZTE事件, 2015年7月16日), 英国の高等法院による判決(Unwired Planet v 華為事件, 2017年4月5日), 米国最高裁判決(eBay v MercExchange事件, 2006年)など多数
- 11) 平成23年(ワ)第38969号, 平成25年2月28日
- 12) 前掲注8) p.13
- 13) 前掲注9)
- 14) 鈴木将文「標準必須特許を巡る法的問題 - 国際動向と日本の対応の考察」経済産業研究所p.20 (2018.5)
- 15) 米国最高裁判決(eBay v MercExchange事件, 2006年)では、侵害者がライセンス交渉を不合理なほど遅延させた場合には差止めが正当化され得るとしている。
- 16) 最高人民法院による「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」(2001年7月施行の(二))
- 17) 特許第01110269715.3(制御信号を送信するための方法と装置)及び第201010137731.2(キャリア集約のためのACK/NACK情報をフィードバックするための方法, 基地局, およびユーザー装置)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 18) (2016) 粵03民初840号及び(2016) 粵03民初816号
- 19) サムスンは、控訴と共に、米国訴訟において、華為による差止め請求が米国反トラスト法違反である等を根拠として、中国の本判決の執行停止を請求した。米国裁判所はこれを認める命令を下した。
- 20) WIPO「2017年 PCT年次報告 国際特許制度」(2017年)
- 21) 前掲注10), 知財高(特別部)判平成26年5月16日平成25年(ネ)第10043号, 知財高(特別部)決平成26年5月16日平成25年(ラ)第10007号及び知財高(特別部)決平成26年5月16日平成25年(ラ)第10008号など
- 22) 山田勇毅「中国知財戦略」白桃書房, p.76 (2016)
- (原稿受領日 2018年7月23日)

